令和４年版
モニタリングレポート
主なポイント

令和４年７月
公認会計士・監査審査会

令和４年版モニタリングレポートについて

公表の趣旨

- 監査や会計の専門家はもとより市場関係者及び学生や社会人など一般の人々をも読者として想定。
- 審査会が実施するモニタリング活動の状況と成果を中心とした監査業界の現状や環境変化への対応を含む関連情報を分かりやすく提供することによって、監査の重要性に関する社会の理解を推進。

構成

- 以下の４部（Ⅰ～Ⅳ）で構成。

Ⅰ．監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社や新規上場（IPO）監査等の状況を記載。監査業界の全体像を俯瞰
…内容例①－監査業務の大手監査法人への集中（監査法人の分類別シェア（令和２年度））

Ⅱ．審査会によるモニタリング

審査会の活動状況（制度の概要、審査、報告徴収及び検査の状況）を記載
…内容例②－総合評価の状況

Ⅲ．監査事務所の運営状況

モニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況を記載
…内容例③－監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組
内容例④－会計監査人の異動

Ⅳ．監査をめぐる環境変化への対応

監査事務所における近時の重要な動向等を記載

内容例①－監査業務の大手監査法人への集中

- 監査業務収入の約81%が大手監査法人（４法人）に集中
- なお、近年においては、監査証明業務数、監査業務収入等における大手監査法人の割合は減少傾向
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア（令和２年度）

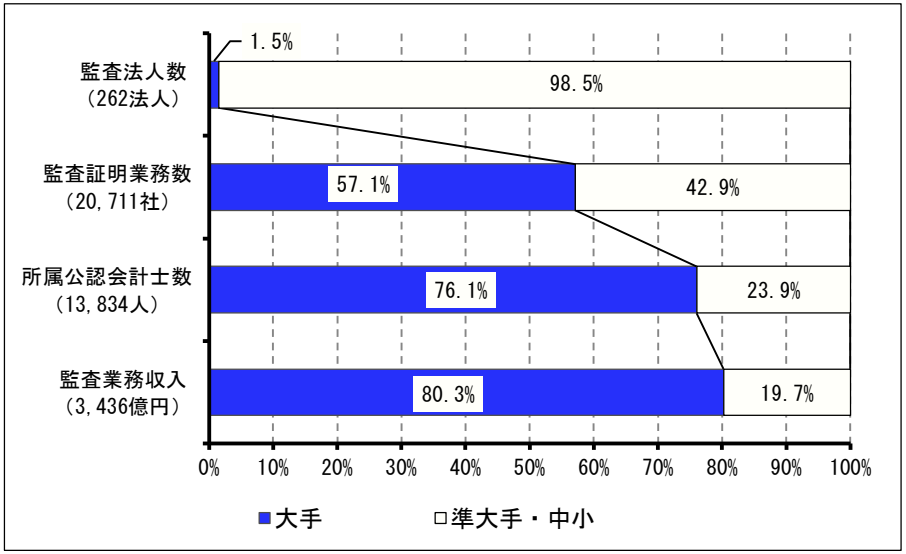

（注）令和２年度の日本公認会計士協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計

会計監査人の規模別上場国内会社数の推移

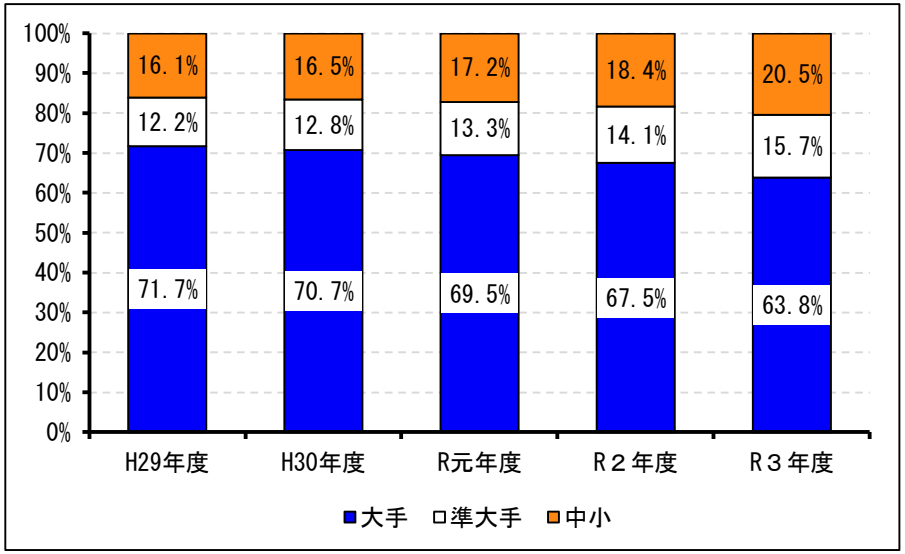

（資料）QUICK、取引所データより審査会作成

主要な上場会社における４大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
４大グローバルネットワークの割合	97%	99%	93%

（注）以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出
日本　日経225
米国　S&P500
英国　FTSE350

内容例②－総合評価の状況

■ 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を５段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）

- 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる」以下となっており、最上位区分である「良好であると認められる」の法人はない
- 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

総合評価の状況
対象：平成28～令和３事務年度に終了した検査

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人、準大手監査法人	中小規模監査事務所
良好であると認められる（総合評価：１）	業務運営が良好と認められる場合	－	－
改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる（総合評価：２）	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	4	3
改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない（総合評価：３）	業務運営が良好でないと認められる場合	5	6
良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある（総合評価：４）	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	－	6
著しく不当なものと認められる（総合評価：５）	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	－	8

（注１）総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は２年に一度、準大手監査法人は３年に一度、中小規模監査事務所は必要に応じて実施。
（注２）令和３事務年度に着手する検査から、総合評価に記載する文言を見直しを行った。
（注３）当該期間に通常検査を複数回実施した監査事務所については、直近の検査結果のみを集計している。

内容例③ー監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

監査法人に求められる対応

- 監査法人のガバナンス・コードの適用に当たっては、原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するか、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められている

監査法人の取組例（原則３、原則５）

- 大手・準大手監査法人においては、監督・評価機関を強化するため、同機関の構成員に独立第三者を選任。「指名」「報酬」「監査」の小委員会における独立第三者の割合を高めることで、実効性を高めている例もみられる（原則３関係）
- また、大手監査法人においては、監督・評価機関とは別に独立第三者を構成員に含む独立機関を設置し、独立第三者に対する情報提供の権限を付与している等の例もみられる（原則３関係）
- 監査品質向上に向け、被監査会社のCFOや監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、幅広い資本市場参加者等と対話する機会を設ける取組も実施（原則５関係）

監査法人のガバナンス・コード

原則１	監査法人が果たすべき役割
原則２	組織体制（経営機能）
原則３	組織体制（監督・評価機能）
原則４	業務運営
原則５	透明性の確保

独立第三者の経験・専門性（単位：人）

	一般事業会社の経営経験者	学識経験者	弁護士等法曹関係者	省庁等出身者	その他
大手	10	1	1	1	―
準大手	5	1	1	2	2
中小	―	3	2	―	―

（注）令和３事務年度の審査会検査及び各監査法人の公表資料より作成

内容例④－会計監査人の異動(1/2)

- 会計監査人の異動件数は、合併による異動の影響を除いて、過去５年間で最多
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いている

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移（単位：件）

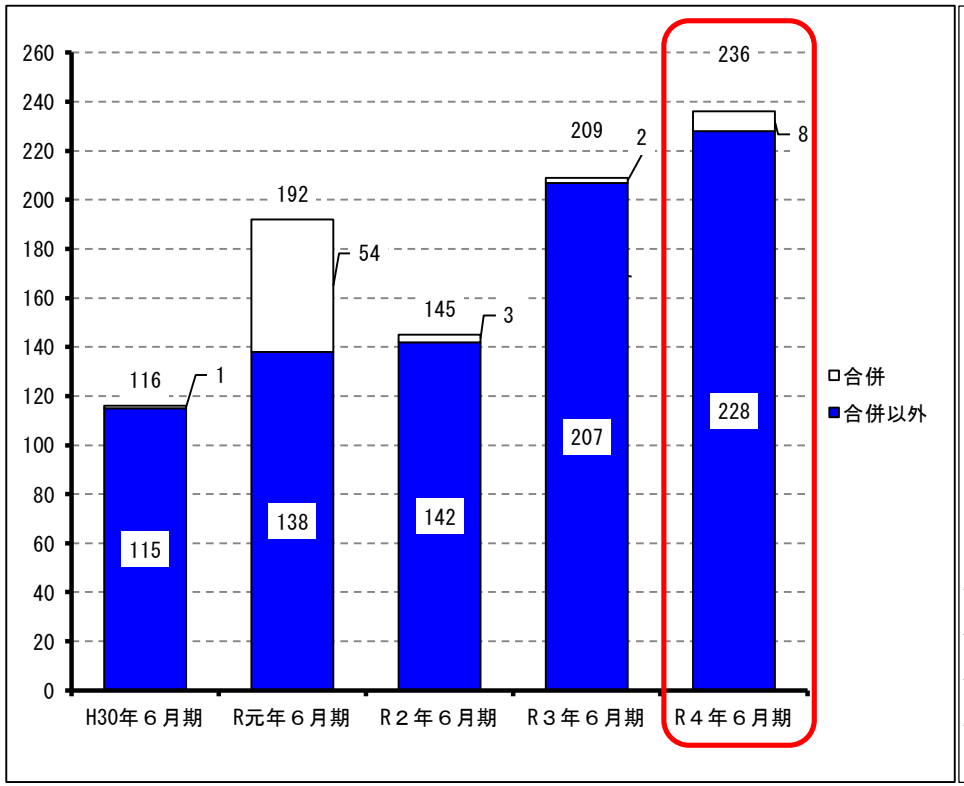

（注）各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の６月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況（単位：件）

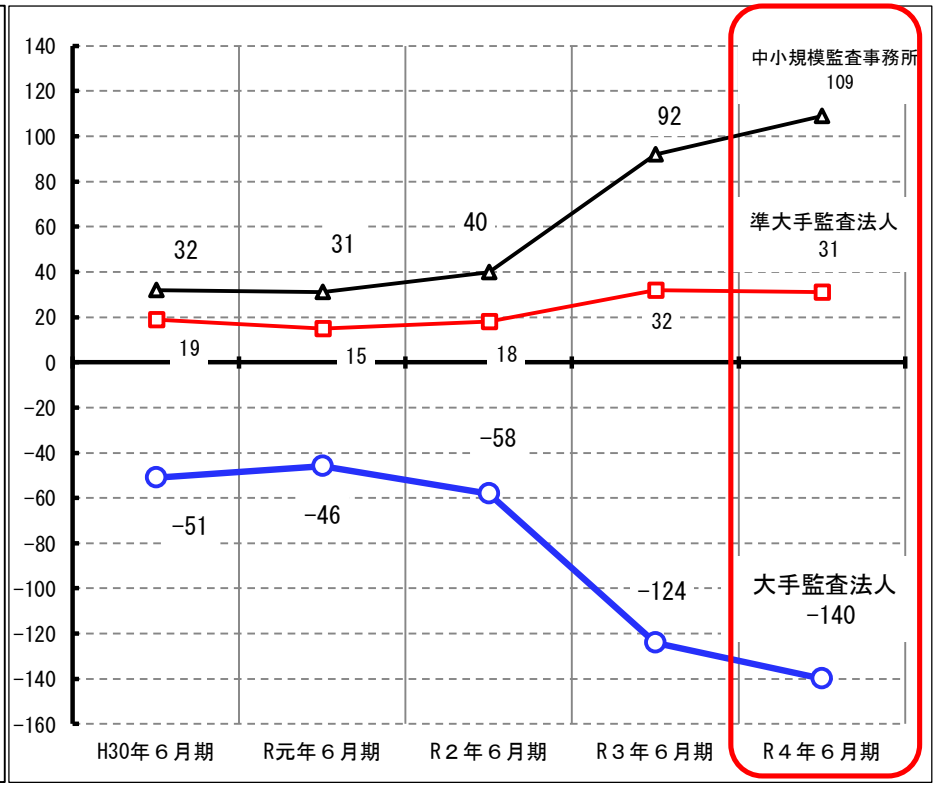

（注）件数は純増減

内容例④－会計監査人の異動（2/2）

- 監査人の異動理由について、令和元年６月期以降、「任期満了」のみを理由とするケースが大幅に減少している。令和４年６月期においては、監査報酬の増額提示や継続監査期間の長期化等を異動理由に挙げているケースが多いほか、会社の事業規模に適した監査対応と監査報酬の相当性を他の監査法人と比較検討した結果、監査人の異動に至った旨を記載しているケースが多い。
- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは約７割。このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、約８割の異動において監査報酬が減少。

上場国内会社の会計監査人の異動理由（単位：件）

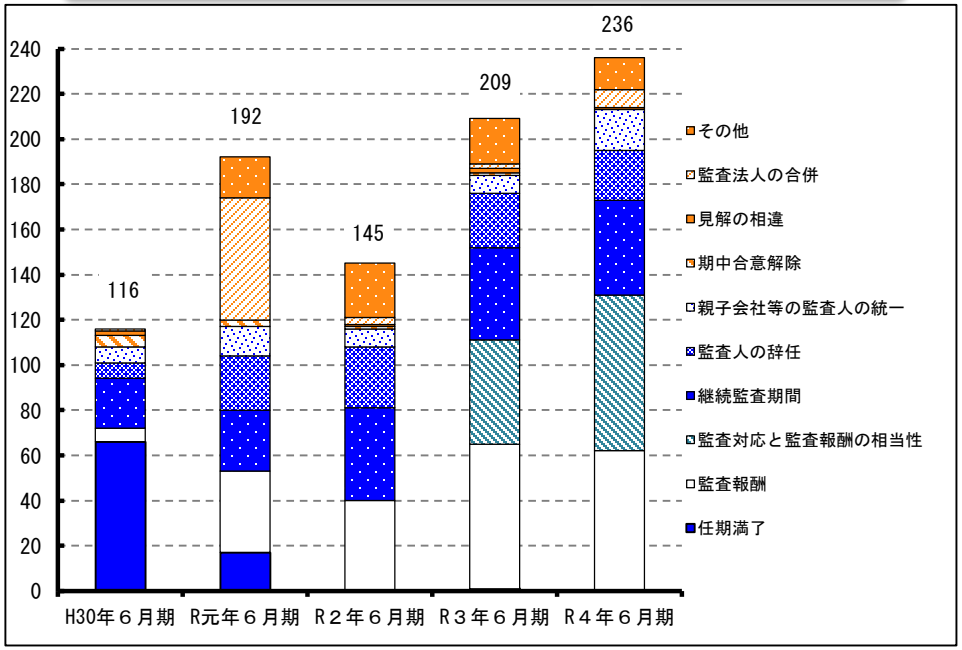

（注1）各期の6月末までに後任監査人を決定している上場国内会社の適時開示に基づき、審査会が集計
（注2）複数の理由を開示している場合には、主と考えられる理由に分類している。
（注3）「監査対応と監査費用の相当性」は、令和2年6月期以前は「その他」に含めており、平成29・30年6月期は0件、令和元年6月期は4件、令和2年6月期は8件である。

監査人異動後の監査報酬の状況（単位：件）

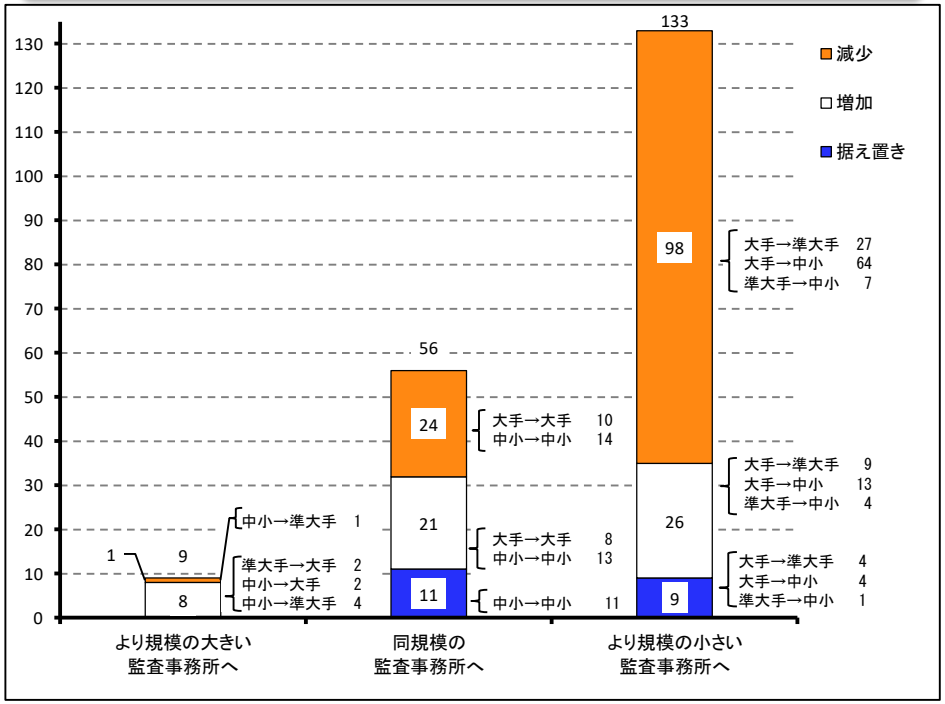

（注1）上場国内会社の会計監査人の異動に関する適時開示（令和2年7月から令和3年6月）を対象に、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計
（注2）件数の内訳はグラフに記載
（注3）会計監査人の異動に関する適時開示及び令和4年6月末までに提出された有価証券報告書に基づき作成